

自主避難希望者に対する宿泊施設等の使用に関する協定

1. 目的

台風や大雨等が予測され、自宅等にいることが不安で自主的に避難を希望される方が、自主避難所(※1)として避難を行う場所として宿泊施設を活用するもの。

※1 自主避難所とは

地域防災計画に定めている指定避難場所とは異なり、避難勧告、避難指示を公表していない時期において、自宅での待機に不安を持つ市民の方からの要望がある場合に、一時的に開設するものです。

2. 協定の概要

- (1) 協定の適用 佐渡市が自主避難所の開設を判断し、佐渡観光旅館連盟を通じて宿泊施設への自主避難者受入を要請した時
- (2) 対象者 自主避難希望者（本人が自主避難希望であることを宿泊施設へ申し出る）
- (3) 提供内容 宿泊、入浴及び食事の提供
- (4) 費用負担 下記の内容で自主避難者が負担する。（通常の宿泊料金支払いと同様に清算）
※県民割などの割引制度は利用できません。

提供するサービスの内容	自主避難者が負担する費用（消費税別）		
	大人	小人 3歳以上12歳未満、 (小学生以下)	幼児 0歳から3歳未満
1泊3食付	8,000円	5,600円	4,000円
1泊2食付	6,000円	4,200円	3,000円
宿泊のみ（1泊）	4,000円	2,800円	2,000円

複数日宿泊する場合は、上記1泊あたりの費用に、宿泊日数を乗じた金額とする。